平成２７年（フ）第９８号
秋田市新屋前野町１番18号
債務者　戸崎　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
秋田市桜３丁目７番６号　ホームクリエイトⅡ102
債務者　工藤あかり
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
福島市笹木野字町続30番地
債務者　鈴木　直征
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２９４号
千葉県船橋市二和東５丁目６番１号　笑いの杜デイサービス　二和向台、住民票上の住所千葉県船橋市行田３丁目１番12棟907号
債務者　小宮　則明
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０４号
千葉市中央区矢作町840番地３　シャトーＭ＆Ｎ205号
債務者　山本　梗子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３６号
千葉市緑区あすみが丘７丁目８番地10
債務者　米谷まき子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４７号
千葉県船橋市宮本１丁目16番１号　第１ローズハイツ205号
債務者　菅原　孝一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５６号
千葉県船橋市習志野台３丁目２番612号
債務者　佐久間翔児
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７号
山梨県甲府市上今井町559番地３
債務者　岩松　里子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
長野県岡谷市加茂町２丁目23番507号
債務者　小澤さゆり
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３１号
滋賀県長浜市朝日町34番22号
債務者　三橋　重樹
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
滋賀県米原市井之口606番地
債務者　喜舎場　清
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
兵庫県加古川市別府町別府557番地　ＳＳＢ305号
債務者　山下　理紗（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４４号
奈良県大和郡山市大江町204番地６
債務者　はんこ屋さん21こと　河道　正彦
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
奈良市富雄北２丁目３番22号　ニューハイツ富雄１－Ａ号
債務者　田代　敦士
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４６号
広島市西区上天満町２番16―603号
債務者　渡辺いつ子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部